

兵庫県農業制度資金電算処理関係集

- 1 農業近代化資金
- 2 美しい村づくり資金
- 3 農業経営負担軽減支援資金
- 4 環境創造型農業推進・
ひょうご安心ブランド支援資金
- 5 市民農園資金

令和2年12月改正適用版

兵庫県農政環境部農政企画局
農林経済課農業共済金融班

目 次

第1章 兵庫県農業制度資金事務機械処理の概要

第1	事務処理の統一
第2	入力帳票
第3	出力帳票一覧表
第4	各帳票（例月処理分）の流れ
1	利子補給承認申請書
2	利子補給承認書
3	貸付実行報告書及び特例移動報告書
4	措置入力票
5	利子補給承認条件変更申請書
第5	利子補給金交付請求の手順
1	県から融資機関へ
2	融資機関から県へ
3	データの修正

第2章 農業制度資金事務機械処理入力帳票作成手引

第1	趣 旨
第2	共通注意事項
第3	利子補給承認申請書
第4	セット資金内訳調書
第5	貸付実行報告書
第6	特例移動報告書

第3章 農業制度資金関係コード表

1	事務所コード
2	資金区分コード
3	施設コード
4	使途コード
5	経営形態コード
6	資金種類コード
7	債務保証コード
8	補助金コード
9	連帯債務コード
10	原資コード
11	作目区分コード
12	繰上償還方法コード
13	市町コード
14	融資機関コード
15	経営規模コード
16	特定コード
17	データコード

(様式)	電算入力帳票
------	--------	-------

この冊子において、農業制度資金とは、農業近代化資金、美しい村づくり資金（旧豊かな村づくり資金）、農業経営負担軽減支援資金、環境創造型農業推進・ひょうご安心ブランド支援資金及び市民農園資金の総称です。

兵庫県では、農業制度資金のうち農業近代化資金、美しい村づくり資金（旧豊かな村づくり資金）、農業経営負担軽減支援資金、環境創造型農業推進・ひょうご安心ブランド支援資金及び市民農園資金について、昭和55年度から電算処理によって維持管理を行っています。

この冊子は、それぞれの資金制度が円滑かつ適正に運営されることを目的として、電算処理によるシステムの概要及び入力帳票の作成方法を示したものです。

第1章 兵庫県農業制度資金事務機械処理の概要

第1 事務処理の統一

機械処理の効率化を図るために統一されている貸付け及び償還等の取扱いは、次のとおりである。

- (1) 貸付実行日
原則として毎月の10日又は25日（その日が融資機関の非営業日であるときは翌営業日）とする。
- (2) 貸付金額
万円単位とする。
- (3) 約定償還日
毎年1回とし、6月20日又は12月20日のいずれかとする。
- (4) 約定償還額
千円以上の単位とし、不均等になる場合は第1回の償還額に端数を上乗せして調整する。
- (5) 繰上償還日
償還日は随意とするが、回数は毎月1回以内とする。
- (6) 繰上償還額
元本で千円単位とする。なお、繰上償還金額は最終回から充当することとなっているので注意する。
- (7) 延滞額
元本で千円単位とする。
- (8) 調査の結果に基づく措置
県が事業実施状況等の確認調査の結果に基づき利子補給を打ち切る額（措置額）は、万円単位とし、その額は最終の約定償還から順次充当する。
なお、措置額が回収されない場合（融資機関の制度資金勘定として残る場合）は、措置残発生として処理する。

第2 入力帳票

機械処理を行う入力帳票は、次のとおりである。（様式は巻末に添付）

- (1) 利子補給承認申請書（様式第1号）
- (2) セット資金内訳調書（様式第2号）
- (3) 貸付実行報告書（様式第3号）
- (4) 特例移動報告書（様式第4号）
- (5) 措置入力表（様式第5号）
- (6) 利子補給承認条件変更申請書（様式第6号）

第3 出力帳票一覧表

使用用途	処理時期	出力帳票名	帳票種類
利子補給承認	随時	1 利子補給承認書 2 管理台帳	P D F P D F
承認状況 (月計及び累計)	随時	3 農業近代化資金（一覧表）	P D F
特例移動	随時	4 利子補給条件変更承認書 5 措置台帳	P D F P D F
利子補給金交付	随時 (7～8月) (1～2月)	6 融資機関別残高一覧表 7 利子補給金計算書 8 支払総括表 9 市町別利子補給一覧	P D F P D F Excel データ印刷 Excel データ印刷
予算管理	随時	10 農業制度資金債務負担行為調書	Excel データ印刷

第4 各帳票（例月処理分）の流れ

1 利子補給承認申請書

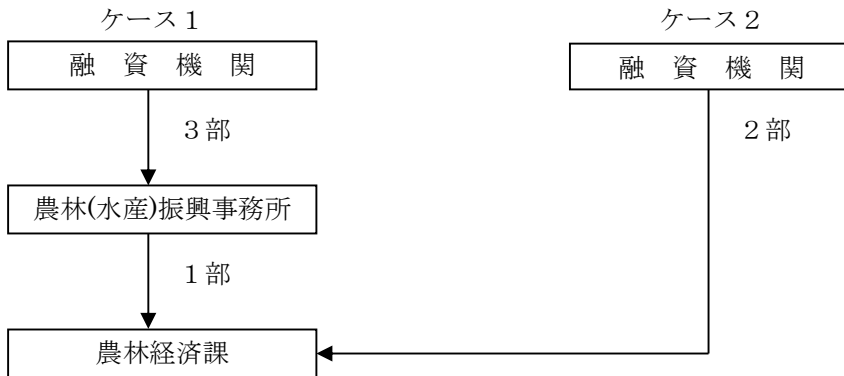
(1) 融資機関は、利子補給承認の申請を行うときは、利子補給承認申請書（以下「承認申請書」という。）を作成し、これに借入申込書（写し）を添付して、次表に従い提出する。

承認申請書の種類	提出先	提出部数
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業近代化資金 （農業協同組合、銀行、信用金庫及び信用協同組合の融資分） ・ 農業経営負担軽減支援資金 （農業協同組合、銀行、信用金庫及び信用協同組合の融資分） ・ 美しい村づくり資金 ・ 環境創造型農業推進・ひょうご安心ブランド支援資金 ・ 市民農園資金 	農林(水産) 振興事務所	3
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業近代化資金 （県信連及び農林中央金庫の融資分） ・ 農業経営負担軽減支援資金 （県信連及び農林中央金庫の融資分） 	農林経済課	2
<p>(注)* 農林（水産）振興事務所とは農林振興事務所又は農林水産振興事務所をいう。 （以下、本書について同じ。）</p> <p>* 美しい村づくり資金のうち8号資金については、農林経済課との協議を経た上で承認すること。</p>		

(2) 農林（水産）振興事務所は、受理した承認申請書のうち1部を農林経済課に送付する。

(3) 農林経済課は、提出された承認申請書の内容を電算入力する。

※ 利子補給承認申請書の流れ



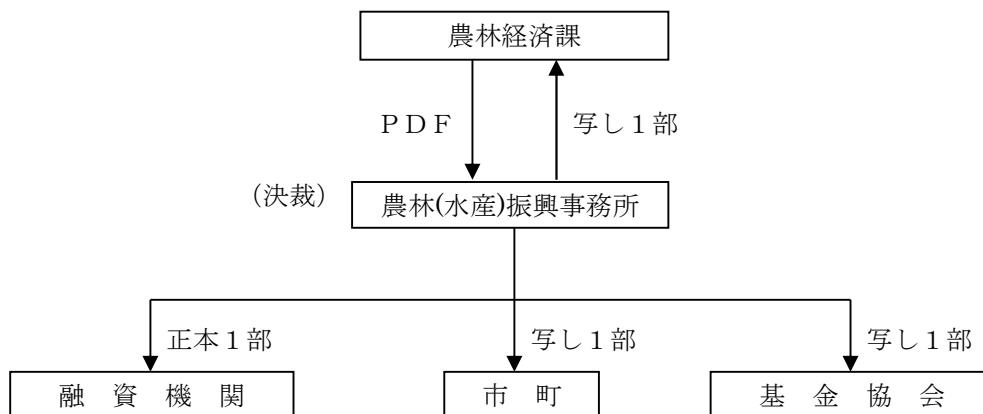
ケース	承認申請書の種類
1	農業協同組合、銀行、信用金庫及び信用協同組合が貸し付ける ・ 農業近代化資金 ・ 農業経営負担軽減支援資金 ・ 美しい村づくり資金 ・ 環境創造型農業推進・ひょうご安心ブランド支援 ・ 市民農園資金
2	県信連及び農林中央金庫が貸し付ける農業近代化資金及び 農業経営負担軽減支援資金に係るもの

2 利子補給承認書

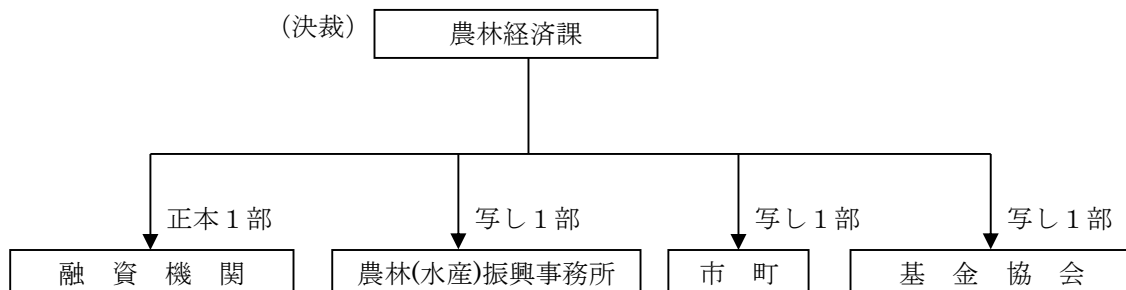
- (1) 農林経済課は、帳票のうち本庁承認分を除き、直ちに農林（水産）振興事務所に送付する。
 - ① 利子補給承認書
 - ② 管理台帳
 - ③ 利子補給承認状況一覧表
- (2) 農林経済課及び農林（水産）振興事務所は、利子補給の諾否の決定が行われたときは、利子補給を行うことが適当と認められたものについて、利子補給承認書を融資機関に交付し、併せて市町及び兵庫県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）に通知するとともに、決定された結果を相互に通知する。
- (3) 農林経済課は、利子補給承認の内容を電算入力する。

※ 利子補給承認書の流れ

① 農林（水産）振興事務所承認分



② 本庁承認分



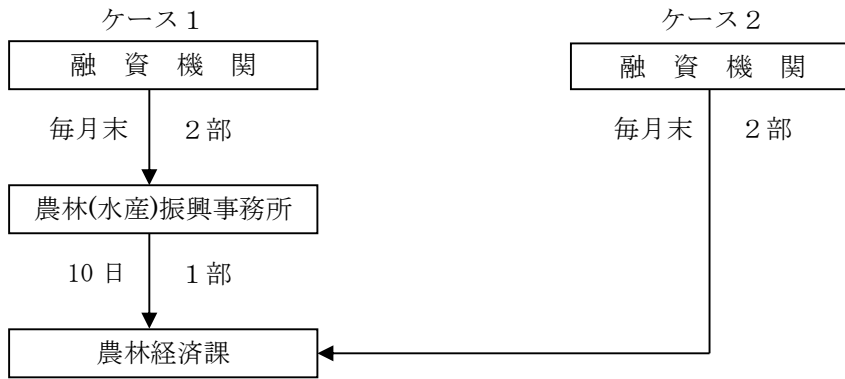
3 貸付実行報告書及び特例移動報告書

- (1) 融資機関は、貸付を実行したとき、借受者から約定外の償還（繰上償還）を受けたとき、又は延滞金等が発生若しくは回収されたときは、貸付実行報告書又は特例移動報告書（以下単に「報告書」という。）を作成し、一月分を取りまとめ当該実行月又は当該事実のあった月の翌月の5日までに次表に従い2部提出する。

報告書の種類	提出先
① 農業協同組合、銀行、信用金庫及び信用協同組合が貸し付けた農業近代化資金及び農業経営負担軽減支援資金に係るもの	農林(水産)振興事務所
② 美しい村づくり資金、環境創造型農業推進・ひょうご安心ブランド支援資金、市民農園資金に係るもの	
県信連及び農林中央金庫が貸し付けた農業近代化資金及び農業経営負担軽減支援資金に係るもの	農林経済課

- (2) 農林（水産）振興事務所は、提出された報告書のうち1部を農林経済課に提出する。
- (3) 農林経済課は、提出された報告書の内容を電算入力する。

※ 貸付実行報告書及び特例移動報告書の流れ

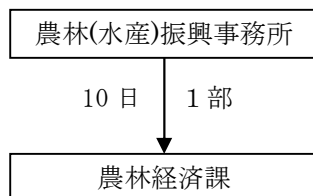


ケース	報告書の種類
1	① 農業協同組合、銀行、信用金庫及び信用協同組合が貸し付けた農業近代化資金及び農業経営負担軽減支援資金に係るもの ② 美しい村づくり資金（旧豊かな村づくり資金）、環境創造型農業推進・ひょうご安心ブランド支援資金及び市民農園資金に係るもの
2	県信連及び農林中央金庫が貸し付けた農業近代化資金及び農業経営負担軽減支援資金に係るもの

4 措置入力票

- (1) 農林経済課又は農林（水産）振興事務所は、融資機関に対し利子補給の打ち切りを通知したときは、措置入力票を作成する。
- (2) 農林（水産）振興事務所は、作成した措置入力票に融資機関に対する打ち切り通知書及び融資対象事業実施状況調査書（様式第8号）の写しを添付し、農林経済課に提出する。
- (3) 農林経済課は、措置入力票の内容を電算入力する。

※ 措置入力票の流れ

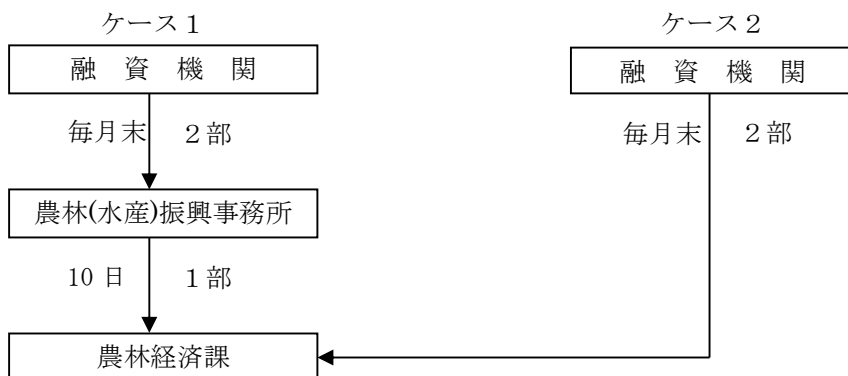


5 利子補給承認条件変更申請書

- (1) 融資機関は、利子補給承認条件の変更申請を行うときは、利子補給承認条件変更申請書（以下「変更申請書」という。）を作成し、これに借受者の申出書（写し）を添付して、別に定める期日までに次表に従い2部提出する。
- (2) 農林（水産）振興事務所は、受理した変更申請書のうち本庁承認分については、毎月末までに農林経済課に進達するとともに、農林（水産）振興事務所の承認分については、毎月の10日までに農林経済課に送付する。
- (3) 農林経済課及び農林（水産）振興事務所は、条件変更の諾否の決定が行われたときは、条件変更を行うことが適当と認められたものについて、利子補給条件変更承認書（施行文+PDF出力帳票）を融資機関に交付し、併せて市町及び基金協会に通知するとともに、決定された結果を相互に通知する。
- (4) 農林経済課は、変更申請書の内容を電算入力する。

報告書の種類	提出先
① 農業協同組合、銀行、信用金庫及び信用協同組合が貸し付けた農業近代化資金及び農業経営負担軽減支援資金に係るもの ② 美しい村づくり資金（旧豊かな村づくり資金）、環境創造型農業推進・ひょうご安心ブランド支援資金及び市民農園資金に係るもの	農林(水産)振興事務所
県信連及び農林中央金庫が貸し付けた農業近代化資金及び農業経営負担軽減支援資金に係るもの	農林経済課

※ 利子補給承認条件変更申請書の流れ



ケース	報告書の種類
1	① 農業協同組合、銀行、信用金庫及び信用協同組合が貸し付けた農業近代化資金及び農業経営負担軽減支援資金に係るもの ② 美しい村づくり資金（旧豊かな村づくり資金）、環境創造型農業推進・ひょうご安心ブランド支援資金及び市民農園資金に係るもの
2	県信連及び農林中央金庫が貸し付けた農業近代化資金及び農業経営負担軽減支援資金に係るもの

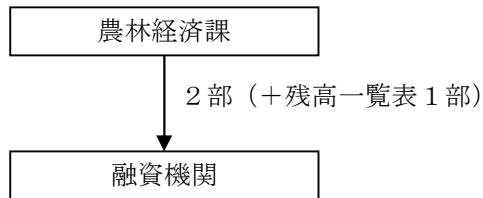
第5 利子補給金交付請求の手順

1 県から融資機関へ（利子補給金計算書等の送付）

- (1) 農林経済課は、利子補給金計算書及び融資機関別残高一覧表を作成する。
- (2) 農林経済課は、利子補給金計算書（2部）及び融資機関別残高一覧表（1部）を融資機関に送付するとともに、農業協同組合に係るものについては、その概要を農林（水産）振興事務所に通知する。

資金の区分	計算期間	送付期日
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業近代化資金 ・ 美しい村づくり資金 （旧豊かな村づくり資金） ・ 農業経営負担軽減支援資金 ・ 環境創造型農業推進・ ひょうご安心ブランド支援資金 ・ 市民農園資金 	・ 上期 1月1日～6月30日	7月20日
	・ 下期 7月1日～12月31日	1月20日

※ 利子補給金計算書の流れ



2 融資機関から県へ（利子補給金計算書等の請求）

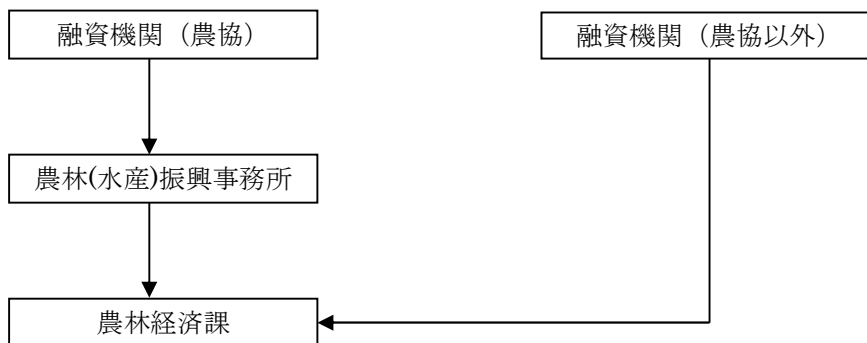
(1) 融資機関は、送付された利子補給金計算書（以下「計算書」という。）及び融資機関別残高一覧表を関係資金貸付台帳と照合のうえ、利子補給金交付明細書（県から送付した計算書と同じ。）、期末残高試算表（写し）及び農業制度資金勘定内訳書（様式第 20 号）をそれぞれ 1 部添付し、別に定める期日までに次表に従い提出する。この場合において、照合の結果、計算書に誤りがあったときは、農業制度資金残高修正調整表を 1 部、データ修正用報告書（電算入力帳票）を 2 部、作成して提出する。

融資機関の種類	提出先
農業協同組合	農林（水産）振興事務所
県信連、農林中央金庫、銀行、信用金庫及び信漁連	農林経済課

(2) 農林経済課で(1)で提出のあった書類を確認後、交付請求書を農林経済課に 2 部（正本 1 部、写し 1 部）送付する。

※ 利子補給金交付請求書の流れ

- ① 計算書と関係資金貸付台帳が合致した場合
→ 計算書をそのまま利子補給金計算明細書に切替え提出
- ② 計算書と関係資金貸付台帳が合致しなかった場合
→ 計算書を修正し、利子補給金計算明細書に切替え提出（データ修正のための報告書も同時に提出）



3 データの修正

- (1) 融資機関は、計算書を関係資金貸付台帳等と照合の結果、計算書に誤りがあったときは、誤りの原因となったデータを修正するために必要な報告書（貸付実行報告書又は特例移動報告書による）及び農業制度資金残高調整表（様式第 21 号）を作成し、交付請求書と併せて提出する。
- (2) 農林（水産）振興事務所は、提出されたデータ修正のための報告書及び残高修正調整表を農林経済課に送付する。
- (3) 農林経済課は、データ修正内容を電算入力する。

第2章 農業制度資金事務機械処理入力帳票作成手引

第1 趣旨

この手引では、次の4種類の入力帳票の作成方法を示しますが、いずれも融資機関にとっては利子補給金受取りの基礎となる大事な書類です。誤った記入をした場合、結果として虚偽の申請又は報告をしたことになり、利子補給金を受領できないこともあり得ますので、記入に際しては、細心の注意を払っていただく必要があります。

- (1) 利子補給承認申請書 (様式第1号)
- (2) セット資金内訳調書 (様式第2号)
- (3) 貸付実行報告書 (様式第3号)
- (4) 特例移動報告書 (様式第4号)

第2 共通注意事項

- (1) 定められた様式を使用し、毎月確認のうえ報告もれのないように提出してください。
- (2) 入力帳票の記入に当たっては、数字はアラビア文字を用い、また漢字・カタカナ文字は楷書でそれぞれ正確に書いてください。
- (3) 使用コード
農業近代化資金関係コード表に基づき、正確に記入してください。
- (4) 記入位置
桁へ数字等を記入する場合は、特に指定したもの以外は桁欄の下半分を使用してください。
- (5) 金額単位
入力帳票において、金額単位はすべて千円単位ですので誤りのないよう記入してください。
- (6) 数字(文字)の訂正方法
誤って記入した字句を二重線(——)で消し、その項目と同じ欄の上部に正しい字句を記入してください。この場合1項目中、1字でも誤って記入すればその項目すべてを訂正し、訂正印は押印しないようにしてください。

総 事 業 費					
千円					
1	2	4	0	0	0
1	2	8	0	0	0

訂正印不要!

(7) その他

入力帳票は4～5枚複写になっていますのでボールペンを使用のうえ、力を加え正確に記入してください。

第3 利子補給承認申請書 (様式第1号)

1 注意事項

- (1) 借入希望者から提出された借入申込書の記載内容(融資機関において査定等をした部分はその内容)に基づいて作成するものとし、借入申込書と申請書の内容に食い違いのないよう注意すること。
- (2) 様式中に※印のついた欄は県で記入するので、融資機関は記入しないこと。
- (3) この申請書は、これに基づき承認書を作成し、償還完了までの資金管理に使用する大切な書類ですので、融資機関で貸付条件等をよく検討したうえで作成すること。(承認書の内容と異なった貸付けを行った場合には利子補給金を受けられなくなる場合があります。)

2 記入事項

(1) 融資機関、事務所、市町

(例)

融資機関	事務所	市町
7 2 1 3	0 1	1 0 0

- (ア) 融資機関……「融資機関コード」に基づいて記入する。
 (イ) 市町、事務所……借入申込者の所在地(住所)の市町及び管轄の農林(水産)振興事務所をコードに基づいて記入する。
 ただし、本庁承認分については、事務所欄は「00」とする。

〈例〉融資機関…兵庫六甲農業協同組合	7213
事務所 ……神戸農林水産振興事務所	01
市 町 ……神戸市	100

(2) 資金区分、施設、使途

(例)

資金区分	施設	使途
1	1	0 1 1

「資金区分コード」、「施設コード」、「使途コード」に基づいて記入する。

(例：農業近代化資金「1」で個人施設資金「1」の農協融資にかかる一般資金「011」の場合)

・資金区分コード

資金区分	コード
農業近代化資金	1
農業経営負担軽減支援資金	5
環境創造型農業推進・ひょうご安心ブランド支援資金	6
市民農園資金	7
美しい村づくり資金	8

・施設コード

施設名	コード
農業近代化資金	個人施設 1 共同利用施設 2
美しい村づくり資金	blank
農業経営負担軽減支援資金	3
環境創造型農業推進・ひょうご安心ブランド支援資金	blank
市民農園資金	blank

(3) 基準金利、貸付利率、利子補給率

(例)

基準金利	貸付利率	利子補給率	
		県 %	市町 %
2.55	1.30	1.25	

年率により記入する。

(基準金利 = 貸付利率 + 利子補給率)

(4) 承認年度、承認年月

融資機関は記入しない。

(5) 優先番号

(例)

優先番号
0 0 1

見出し(カラム番号 1~24)が同一のものごとに1番から順に番号を記入する。
 2枚にわたる場合でも同様とし、番号が重複しないよう記入する。)

(6) 本支所番号、組合員コード、氏名

(例)

本 支 所 番 号	組 合 員 コ ー ド	氏 名
0 1 2 1 2 3 4 5 6 7 0 0		モ ト マ チ カ ス オ 元 町 一 夫

(ア) 本支所番号

貸付金を管理する本所又は支所（支店）を次に基づいて記入する。

- ① 農協系統 … 県農協信用事業店舗名簿の統一店番号
- ② 銀行系 … 全国銀行店舗一覧（全国銀行協会連合会編集）等の店舗名コード

(イ) 組合員コード

次に基づいて記入する。

- ① 農協系統 … 県信連のオンラインコード
- ② 銀行系 … 取引コード（口座番号）

なお、銀行等の取引コードで桁に数字が満たない場合にあっては、左端から「0」を記入して調整する。

(ウ) 氏名

氏名又は名称を欄の上段に「カタカナ」で、下段には「漢字」で記入する。

(注) 1 カタカナは、左端から

モ	ト	マ	チ	カ	ス	オ
---	---	---	---	---	---	---

 のように「姓」と「名」の間を1桁

開けて記入し、濁点、半濁点は1桁に記入する。

2 漢字は、個人（自然人）の場合は、左端から「姓」と「名」の間を1桁開けて記入し、法人又は団体の場合は、左端から順につめて記入する。

3 桁を超える場合は、貸付けの相手を判読できる範囲で短縮し略称を記入する。

なお、農事組合法人、株式会社等の略称は次表のとおりとする。

(この場合、略称の後を1桁開ける)

名 称	略称（カタカナ）	略称（漢字）
農事組合法人	ノ ウ シ °	農 事
株式会社	カ フ ° シ キ	株 式
有限会社	ユ ウ ケ ° ン	有 限
合名会社	コ ° ウ メ イ	合 名
合資会社	コ ° ウ シ	合 資
合同会社	コ ° ウ ト ° ウ	合 同
集落営農組織	シ ユ ウ ラ ク	集 落
土地改良区	ト チ カ イ	土 地 改
土地改良区連合会	ト チ カ イ レ ン	土 地 改 連

(7) 経営形態

(例)

経 営 形 態
2 0

「経営形態コード」に基づいて記入する。

(例：借入申込者が認定農業者(コード＝「20」)の場合)

(8) 経営規模

融資機関は記入しない（知事特認であれば、農林（水産）振興事務所において記入すること。）

(9) 資金種類

(例)

資 金 種 類
コンバイン
2 0 4 0

融資対象事業を上欄は「漢字」又は「カタカナ」で、下段は「資金種類コード」に基づいて記入する。なお、「セット資金」(9000)の場合は、セット資金内訳調書が必要となるので、別途作成すること。

(例：コンバインを取得する場合)

(10) 作目、頭羽数（農業近代化資金のみ記入し、他の資金は記入しない。）

(例)

作 目	頭 羽 数
3 0 0	5 0

(ア) 作目

融資対象事業の作目（複数にわたるときは、最も主たる作目）を「作目コード」に基づいて記入する。

(例：畜産用の施設等の場合)

(イ) 頭羽数

家畜又は鶏を購入する場合について、牛、豚、めん羊、羊については頭数単位で、また鶏は千羽単位で記入する。

(例：牛を50頭導入する場合)

(11) 総事業費

(例)

総 事 業 費 千円
5 6 0 3 5

借入申込書により総事業費（融資機関において査定した後の額）を記入する。

(12) 融資予定額

(例)

融 資 予 定 額 千円
4 4 8 0 0

融資機関において査定（貸付決定）した融資予定額を記入する。

※ 融資予定額は、万円単位とすること。（44,828千円とはならない。）

(13) 約定償還開始年月、約定償還完了年月

(例)

約 定 償 還 開 始 年 月	約 定 償 還 完 了 年 月
年 月	年 月
5 0 3 0 6	5 1 1 0 0 6

最初の約定償還年月と最終の償還年月を令和（元号コード「5」）で記入する。

（最初の1桁は、元号コード「令和=5」を記入する）

(14) 約定償還月

(例)

約 定 償 還 額	
第 1 回 千円	第 2 回 千円
7 4 7 0	7 4 6 6

第1回償還額と第2回以降の償還額を千円単位で記入する。償還回数で割り切れない場合は第1回償還額で調整し、必ず第2回以降の償還額は均等にする。

（端数は第1回償還額に上乗せする。）

(15) 債務保証、補助金

(例)

債務保証	補助金
1	1

(ア) 債務保証……「債務保証コード」に基づいて記入する。

(例：農業信用基金協会の債務保証に付す予定の場合)

・債務保証コード

債務保証	コード
有	1
無	ブランク

(イ) 補助金……「補助金コード」に基づいて記入する。

なお、補助金とは国、県又は市町等から交付されるものをいう。

(例：補助金の交付を受ける場合)

・補助金コード

補助金	コード
有	1
無	ブランク

(16) 連帯債務

(ア) 代表者ほか x 名の行……優先番号、氏名、本支所番号、経営形態、資金種類、作目、頭羽数、総事業費、融資予定額、約定償還開始年月、約定償還完了年月、約定償還額、融資予定額、債務保証、補助金、原資コードの各欄に必要事項を記入し、「連帯債務」の欄には連帯債務構成員数を記入する。

(イ) 連帯債務構成員の行……優先番号、本支所番号、組合員コード、氏名を記入し、「連帯債務」の欄には「構成員数－1」から0まで順次小さい数を記入する。

(注) 1 連帯債務の定義

連帯債務とは、借用証書が「連帯債務」形式になるもののすべてを包括するものではなく、利子補給の承認の条件として、別個経営の2名以上の農民が共同で実施する事業であって、連帯債務形式の貸付を県が承認するものをいう。

したがって、法人又は任意団体に対する貸付けとして利子補給の承認を受けるが、借用証書は「連帯債務」形式で貸し付けるもの、あるいは親子等で債権保全上「連帯債務」形式で貸し付けるものは含まない。

2 連帯債務の場合における残高の考え方

連帯債務形式で承認された貸付金の約定融資残高は、すべての構成員に均等に分割し、償還額についても同じとする。

したがって、繰上償還が発生した場合においても、当該繰上償還額はすべての構成員から均等に償還されたものとして処理し、構成員中の特定者のみのものとしては認めない。

・連帯債務コード (例) 5名の連帯債務

連帯債務	コード
代表	構成員数 (2～9)
構成員	構成員 (0～8)

(代表 5	構成員	A 4
			B 3
			C 2
			D 1
			E 0

(連帯債務でないときは、ブランク)

(17) 原資コード、転貸融資機関

(例)

原 資 コ ー ド	転貸融 資機関
	あわじ島 7 3 7 3

(ア)原資コード・・・「原資コード」に基づいて貸付金の原資の出所区分を記入する。

・原資コード

原 資	コード
自己資金	1
信連からの転貸	2
共済連からの転貸	3
中金からの転貸	4

(イ)転貸融資機関・・・美しい村づくり資金等で、原資が県信連であって農協に転貸する場合にその転貸融資機関を上欄に漢字で、下欄に「融資機関コード」に基づく数字を記入する。

(例：美しい村づくり資金を県信連がJA兵庫六甲に転貸する場合)

=農業近代化資金の場合は、必ずブランク（記入しない）

=美しい村づくり資金、環境創造型農業推進・ひょうご安心ブランド支援資金及び市民農園資金のみ記入

(18) 金利区分

(例)

金利 区 分
3

基準金利、利子補給率及び貸付金利を指定する。

金利体系を改定のつど、コード番号を通知するので留意すること。

↓
「1～9」までの数字

第4 セット資金内訳調書（様式第2号）

(1) 対象は農業近代化資金のみ

(2) 貸付利率が同じ2種類以上の資金を同時に貸し付ける場合、その貸付資金（セット資金）の内訳を記入する。

(3) 「見出し」（カラム番号1～23）、「優先番号」、「本支所番号」については、利子補給承認申請書と一致させること。

(4) セットの内容を資金種類ごとに記入し、金額は融資予定額を分割して記入する。なお、家畜又は鶏の購入が含まれている場合は、頭羽数欄に牛、豚、めん羊、山羊については頭数単位で、また鶏については千羽単位で頭羽数を記入する。

(例)

事業費 20,000千円
融資予定額 16,000千円
融資率 80%

左の事業費の内訳

牛舎 15,500千円×80%=12,400千円
乳牛 10頭
4,500千円×80%=3,600千円

(例)

優先 番号	本支所 番号	資金種類	頭羽数	金 額 千円	資金種類	頭羽数	金 額 千円	合計金額 千円
		牛舎			乳牛			
001	013	1210		12400	4010	10	3600	16,000

第5 貸付実行報告書（様式第3号）

- (1) 「見出し」（カラム番号1～14）、「承認年月」、「承認番号」、「本支所番号」、「組合員コード」は、承認書に基づき記入する。ただし、貸付実行の時点で「市町」、「本支所番号」又は「組合員コード」に係る誤りを発見したときは、別途修正依頼書（様式任意）を添付し、この報告書には正しい内容を記入する。
- (2) 貸付実行日は、実際に貸付実行した年月日を記入する。（毎月10日又は25日が原則）
- (3) 「貸付実行額」、「約定償還開始年月日」、「約定償還完了年月日」で利子補給承認時の条件を変更して貸付実行したときは、変更後のものを記入し、備考欄にその旨を明記する。
ただし、この場合の変更は、利子補給承認条件以内の変更に限る。
- (4) 「基準金利」、「貸付利率」、「利子補給率」は、貸付実行に際しての実際の利率を記入する。この場合、市町から利子補給の上乗せ措置を受けるときは、その補給率を該当欄に記入する。

第6 特例移動報告書（様式第4号）

1 注意事項

- (1) この報告書は、資金の貸出期間中に次の7つのいずれかに該当した場合に作成し、当該事実のあったときには、必ず翌月の5日までに提出する。
 - ア 約定償還日以外の日により約定融資残額の全部又は一部の償還が行われたとき（繰上償還）
 - イ 約定償還日に約定償還額を超える償還が行われたとき（繰上償還）
 - ウ 融資機関又は県が事後調査の結果により繰上償還を命じ、償還されたとき（繰上償還）
 - エ 約定償還日に約定償還額の全部又は一部が償還されず、月末までに回収されなかったとき（延滞発生）
 - オ 延滞元金が回収又は代位弁済されたとき（延滞回収）
 - カ 県の事後調査の結果により利子補給の打切り措置を受けた貸付金が償還されず、月末までに回収されなかったとき（措置残発生）
 - キ 措置残元金が回収又は代位弁済されたとき（措置残回収）
- (2) 繰上償還は発生の都度記入し、延滞の発生額及び回収額並びに措置残の発生額及び回収額は該当月の累計額を記入する。

2 記入事項

(1) 承認番号

承認書等に基づいて正確に記入する。

利子補給承認後に合併した融資機関が特例移動報告書を提出する場合、当該報告書に記入する融資機関コード及び本支所番号等については、利子補給承認時の融資機関コード、本支所番号等を記入することとなるので注意すること（合併後の融資機関コード及び本支所番号が同一のものを除く）。

残高がゼロとなるまでの間、継続されるので注意すること。

(2) 繰上償還

償還年月日及び繰上償還額を記入する。ただし、回数は暦年4回（上、下期各2回）以内とする。

(3) 繰上償還方法

「繰上償還方法コード」に基づいて記入する。

・繰上償還方法コード

区 分	コード
全額繰上償還	1
一部繰上償還	2

(4) 延滞

延滞発生額及び回収額を記入する。この場合同月内に発生し、同月内に発生額の全部を回収したときは、報告を要しない。

(5) 措置残

県から利子補給の打切り措置を受けた貸付金が償還されない場合(融資機関の制度資金勘定として残る場合)は措置残として処理し、報告する。この場合も同月内に発生し、同月内に措置額の全部を回収したときは、報告を要しない。

第3章 農業制度資金関係コード表

1 事務所コード

事務所名	コード
本庁	00
神戸農林振興事務所	01
加古川農林水産振興事務所	02
加東農林振興事務所	03
姫路農林水産振興事務所	04
光都農林振興事務所	06
豊岡農林水産振興事務所	07
朝来農林振興事務所	08
丹波農林振興事務所	09
洲本農林水産振興事務所	10
阪神農林振興事務所	11

2 資金区分コード

資金区分	コード
農業近代化資金	1
豊かな村づくり資金	4
農業経営負担軽減支援資金	5
環境創造型農業推進・ ひょうご安心ブランド支援資金	6
市民農園資金	7
美しい村づくり資金	8

3 施設コード

資金区分	コード
農業近代化資金の「個人施設資金」	1
農業近代化資金の「共同利用資金」	2
美しい村づくり資金	ブランク
農業経営負担軽減支援資金	3
環境創造型農業推進・ ひょうご安心ブランド支援資金	ブランク
市民農園資金	ブランク

4 使途コード

(1) 農業近代化資金

使途名		コード
一般	農協融資	011
	信連等融資 ^(*)	012
特定補助残等	経営構造	071
小土地改良		090

(*) 信連等融資とは、信連、農林中金、銀行及び信用金庫が融資する場合をいう。

(2) 農業経営負担軽減支援資金

使途名	コード
農業協同組合融資	111
県信用農業協同組合連合会融資	112
農林中央金庫融資	113
銀行融資	114
信用金庫融資	115

(3) 環境創造型農業推進・

ひょうご安心ブランド支援資金

使途名	コード
一般	010

(4) 市民農園資金

使途名	コード
一般	010

(5) 美しい村づくり資金

使途名	コード
農業基盤整備資金	010
農業経営資金	
農村活性化資金	
都市農村交流資金	
知事特認資金	
集落営農資金	020
農業法人資金	
災害資金	030
災害資金（特例）	050

5 経営形態コード（借受者の分類コード）

※農業近代化資金・農業経営負担軽減支援資金

形態	コード	形態	コード
認定農業者	20	農業協同組合	08
認定新規就農者	21	農業協同組合連合会	09
担い手農業者	22	共済組合	10
家族経営協定者	23	共済組合連合会	11
農事組合法人	02	たばこ耕作組合	12
任意団体	03	土地改良区	13
合名会社	04	土地改良区連合会	14
合資会社	05	農業振興公益法人	15
有限会社	06	農業協同会社	16
株式会社	07	農協中央会	17
合同会社	25	農住組合	18
		集落営農組織	24

6 資金種類コード

(1) 農業近代化資金

号資金	種類	コード	号資金	種類	コード		
1	農舎	1010	3	購 入	乳牛	4010	
	農作物育成管理用施設	1020			繁殖用肉牛	4020	
	1020のうち温室	1030			繁殖豚	4030	
	農産物集出荷施設	1040			馬	4041	
	農産物処理加工施設	1050			めん羊	4042	
	農産物貯蔵施設	1060			山羊	4043	
	農産物販売施設	1070			肥育牛	4044	
	農業生産資材製造施設	1080			肥育豚	4045	
	病虫害等防除施設	1090			採卵鶏	4046	
	農産物乾燥施設	1101			採肉鶏	4047	
	たい肥舎	1102			その他家畜	4048	
	たい肥盤	1103			育 成	乳牛	4510
	農業用貯留槽	1104				繁殖用肉牛	4520
	果樹棚	1105				繁殖豚	4530
	農業用索道	1106				肥育牛	4540
	排水施設	1107	その他家畜	4550			
	かん水施設	1108	4	耕地防風林	5010		
	農業生産資材貯蔵施設	1109		小土地改良	5020		
	農機具保管修理施設	1110	5	長期運転資金 農地等賃貸権	8010		
	きのこ栽培施設	1111		施設機械賃借権	8020		
	公害防止施設	1120		研修資金	8030		
	畜舎	1210		品種転換	8040		
	サイロ	1221		調査開発	8050		
	牧さく	1222		商業権商標権等取得	8060		
ふ卵育すう施設	1223	法人化資金		8070			
家畜人工授精施設	1224	農薬等経営改善資金		8080			

1	家畜市場施設	1225	6	診療施設	6010	
	家畜診療施設	1226		農事放送施設	6020	
	蚕室	1310		水道施設	6030	
	耕うん整地用器具	2010		下水道施設	6040	
	2010のうち乗用トラクター	2020		託児施設	6050	
	収穫調整用機具	2030		研修施設	6060	
	2030のうち動力稲麦収穫機	2040		集会施設	6070	
	農産物処理加工用機具	2050		農業管理センター	6080	
	病虫害等防除用機具	2060		ガス供給施設	6090	
	運搬用機具	2070		融雪・防雪用施設	6100	
	1 原動機	2081		農作業管理休養施設	6110	
	揚排水用機具	2082		農業者トレーニングセンター	6121	
	農作物育成管理用機具	2083		農業者健康管理施設	6122	
	肥料調製散布用機具	2084		運動広場施設	6123	
	畜産用機具	2210		農村広場施設	6124	
	養蚕用機具	2310		地域休養施設	6130	
	農用地改良造成用機具	2410		生活改善センター	6140	
	生産・経営管理情報処理用器	2510		生活安全保護施設	6150	
	2	植		果樹	3010	7
茶			3020	廃棄物処理施設	6170	
桑			3030	農村情報処理・通信施設	6180	
オリーブ			3041	地域交流施設	6190	
栽		ホップ	3042	特定の農家住宅	7510	
		アスパラガス	3043	内水面養殖施設	7530	
		多年生草木	3044	農村給排水施設	7550	
		花き・花木	3045	農業経営革新円滑化	7620	
その他		3046	セ ッ ト	9000		
育		果樹	3510	4010～4048	導入する頭羽数を記入する。 (鶏のみ千羽単位)	
		茶	3520			
		桑	3530			
		オリーブ	3541			
		ホップ	3542			
		アスパラガス	3543			
		多年生草木	3544			
		花き・花木	3545			
成		その他	3546			

6 資金種類コード（続き）

(2) 農業経営負担軽減支援資金

種 類	コード
個人 一般	0100
個人 特認	0200
法人 一般	0300
法人 特認	0400

(3) 環境創造型農業推進・

ひょうご安心ブランド支援資金

種 類	コード
安全・安心にかかる費用	0100
安心ブランド・認定者	0200

(4) 市民農園資金

種 類	コード
市民農園資金	0100

(5) 美しい村づくり資金

種 類	コード
農業基盤整備	1000
農業経営	2000
農村活性化	3000
集落営農	4000
農業法人	5000
都市農村交流	6000
災害	7000
知事特認	8000

7 債務保証コード

種 類	コード
有	1
無	ブランク

8 補助金コード

種 類	コード
有	1
無	ブランク

9 連帯債務コード ※ 農業近代化資金のみ

種 類	コード
代 表	構成員数 (2～9)
構 成 員	構成員 (0～8)

(例) 5名の連帯債務

代表 5 構成員 A 4

B 3

C 2

D 1

E 0

(連帯債務でないときはブランク)

10 原資コード

使 途 名	コード
自己資金	1
信連からの転貸	2
共済連からの転貸	3
中金からの転貸	4

11 作目区分コード（農業近代化資金のみ）

作 物 別	コード
米作	10
果樹	21
かんきつ	22
畜産	30
その他	90

12 繰上償還方法コード

区 分	コード
全部繰上償還	1
一部繰上償還	2

※ 特例移動報告書(様式第4号)で使用する。
2は最終償還部分から順に充当することに留意。
(返済期間短縮型の繰上償還方法となる。)

13 市町コード

(1) 現在のコード (29市12町：令和2年現在)

市 町 名	コード	市 町 名	コード
神戸市	100	香美町	228
姫路市	201	新温泉町	230
尼崎市	202	多可町	365
明石市	203	神河町	232
西宮市	204	猪名川町	301
洲本市	205	稲美町	381
芦屋市	206	播磨町	382
伊丹市	207	市川町	442
相生市	208	福崎町	443
豊岡市	209	太子町	464
加古川市	210	上郡町	481
赤穂市	212	佐用町	501
西脇市	213		
宝塚市	214		
三木市	215		
高砂市	216		
川西市	217		
小野市	218		
三田市	219		
加西市	220		
丹波篠山市	221		
養父市	222		
丹波市	223		
南あわじ市	224		
朝来市	225		
淡路市	226		
宍粟市	227		
たつの市	229		
加東市	233		

13 市町コード（続き）

(2) 過去のコード

市 町 名	コード	市 町 名	コード
龍野市	211	生野町	621
		和田山町	622
吉川町	321	山東町	623
社町	341	朝来町	624
滝野町	342	柏原町	641
東条町	343	氷上町	642
中町	361	青垣町	643
加美町	362	春日町	644
八千代町	363	山南町	645
黒田庄町	364	市島町	646
家島町	421	津名町	681
夢前町	422	淡路町	682
神崎町	441	北淡町	683
香寺町	444	(津)一宮町	684
大河内町	445	五色町	685
新宮町	461	東浦町	686
揖保川町	462	緑町	701
御津町	463	西淡町	702
上月町	502	三原町	703
南光町	503	南淡町	704
三日月町	504		
山崎町	521		
安富町	522		
(宍)一宮町	523		
波賀町	524		
千種町	525		
城崎町	541		
竹野町	542		
香住町	543		
日高町	544		
出石町	561		
但東町	562		
村岡町	581		
浜坂町	582		
美方町	583		
温泉町	584		

※ 貸付データは当初利子補給承認時の市町コードで管理しているので、特例移動報告書提出の際は、当初申請時（＝市町合併前）のコード通りであるかどうか留意。

1.4 融資機関コード

利子補給承認後に合併した融資機関の融資機関コード等については、「第6 特例移動報告書(様式第4号)」を参照のこと。

(1) 農業協同組合等(中金・信連を含む)

融資機関名	コード	融資機関名	コード
農林中央金庫	3000	兵庫西農業協同組合	7288
兵庫県信用農業協同組合連合会	3028	相生市農業協同組合	7316
兵庫六甲農業協同組合	7213	ハリマ農業協同組合	7326
あかし農業協同組合	7239	たじま農業協同組合	7338
兵庫南農業協同組合	7240	丹波ひかみ農業協同組合	7353
みのり農業協同組合	7249	丹波ささやま農業協同組合	7362
兵庫みらい農業協同組合	7264	淡路日の出農業協同組合	7363
加古川市南農業協同組合	7274	あわじ島農業協同組合	7373

(2) 銀行・信用金庫

融資機関名	コード	融資機関名	コード
三井住友銀行	0009	みなと銀行	0562
但馬銀行	0164		
神戸信用金庫	1680	淡路信用金庫	1691
姫路信用金庫	1685	但馬信用金庫	1692
兵庫信用金庫	1687	西兵庫信用金庫	1694
尼崎信用金庫	1688	中兵庫信用金庫	1695
日新信用金庫	1689	但陽信用金庫	1696

(3) その他融資機関

融資機関名	コード	融資機関名	コード
兵庫県信用漁業協同組合連合会	9477	兵庫県信用組合	2606

以上

以下の（15 経営規模コード～17 データコード）のコードは、県のみが使用するものであり、融資機関が使用することはありません。

1.5 経営規模コード

知事特認規模	コード
金額	1
金額+特定資金償還期限(据置期間)	2
特定資金償還期限(据置期間)	3
無	ﾌﾞﾗﾝｸ

1.6 特定コード

融資機関	区分	コード
農協	総合農協	51
	園芸農協	52
	酪農農協	53
	養鶏農協	54
	開拓農協	55
	その他農協	56
兵庫県信用農業協同組合連合会		61
兵庫県共済農業協同組合連合会		71
農林中央金庫		81
銀行等	銀行	91
	地方銀行	92
	第2地方銀行	93
	信用金庫	94
	その他	95

1.7 データコード

データ	コード
新規	1
修正	2
削除	3

(様式第1号)

兵庫県知事 様
兵庫県農業信用基金協会長

農業制度資金利子補給承認申請書
債務保証意見書

第 号
令和 年 月 日

申請者 住所
融資機関
代表者

帳票	融資機関	事務所	市町	資金区分	用途	基準金利 %	貸付利率 %	利子補給率		元承認年度	※承認年月		
								県 %	市町 %		年	月	日
1	1									5	5		

優先番号	本文所番号	組合員コード	氏名	経営形態	※経営規模	資金種類	作頭目	羽数	総事業費 千円	融資予定額 千円	約定償還開始年月			約定償還完了年月			約定償還額		債務保証金	連帯債務	原資コード	融資機関	金利区分	貸付融資残	
											年	月	日	年	月	日	第1回 千円	第2回以降 千円							
			66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91								5		5												
			66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91								5		5												
			66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91								5		5												
			66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91								5		5												
			66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91								5		5												
			66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91								5		5												
			66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91								5		5												
			66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91								5		5												
			66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91								5		5												

(注) ※印の欄は、記入しない。

件 千円

融資機関	農林事務所等	農林経済課
------	--------	-------

